

Q & A

※申請に際しては、このチラシのほか、必ず「募集案内」をご確認ください。

Q1 既に購入した経費についても申請可能ですか？

令和3年6月10日以降に支出した経費が対象となります。但し、領収書・レシート、物品の写真等が必要となります。

Q2 この補助金は、先着順ですか？

令和3年8月6日（金）から申請受付を開始し、先着順となります。申請総額が予算額に達した場合、受付期間中に受付を締め切る場合があります。応募状況については、随時「三重県感染防止対策強化推進補助金」案内サイトにてお知らせします。 https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00018.htm

Q3 交付されない場合がありますか？

補助対象事業者、補助対象事業等の内容が要件に合致しない場合、交付されない場合があります。募集案内等で要件等を確認のうえ申請してください。申請受付の後、事務局で審査を行い交付又は不交付の通知を送付させていただきます。

Q4 補助上限額10万円、補助率2/3というのはどういう意味ですか？

補助金額は、補助対象経費（消費税は含みません）に3分の2を乗じた金額となります。ただし、補助上限額は10万円とします。（例えば、補助対象経費が27万円の場合、3分の2を乗じた金額は18万円となりますが、この場合、補助上限額の10万円が補助金額となります。）

Q5 大企業は対象ではないですか？

大企業は対象となりません。中小企業・小規模企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める会社及び個人をいいます。また、発行済株式の多くを同一の大企業が所有するなどのいわゆる「みなし大企業」も対象外です。

Q6 マスクや消毒液は対象になりますか？

マスク、消毒液、ペーパータオル、フェイスシールド、フィルターなどの消耗品は対象となりません。

Q7 パソコン、タブレットは対象になりますか？

パソコン、タブレット、ネットワーク関連機器、車両、バイクなどの汎用性のある物品は対象となりません。

Q8 換気扇を設置したいのですが、設置費も対象になりますか？

物品の購入等に伴う設置費、送料は補助対象経費に含めていただくことができます。委託費、外注費、工事費（抗ウイルス施工等、物品購入を伴わないもの）、人件費、修繕費、振込手数料、公租公課などは対象となりません。

Q9 ソフトウェアも対象となりますか？

パッケージソフトウェアに限りソフトウェアも対象となります。開発等が必要な専用ソフトウェアは対象となりません。

Q10 持参による申請はできますか？

持参等での申請は受け付けられません。必ず、「三重県感染防止対策強化推進補助金」案内サイト

(https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00018.htm) から申請様式（様式1号）をダウンロードして記入のうえ必要書類とともに、簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

Q11 どのような添付書類が必要ですか？

領収書・レシート等の写し、直近の確定申告書別表1（法人）又は第1表（個人）の写し、通帳の写し、物品等に係る写真などが必要です。詳しくは、募集案内を確認してください。

Q12 店舗が複数あるのですが、店舗ごとに申請はできますか？

同一事業者による申請は1回限りとし、2回以上の補助金申請を行うことはできません。

Q13 クレジット払いでの支払いも対象となりますか？

申請者の名義のクレジットカードによる支払いであれば対象となります。申請者と違う者の名義のクレジットカードによる支払いは対象となりません。なお、引き落とし日ではなく、決済日をもって支払いが完了したものとみなします。

Q14 物品がまだ手元に届いていないが、先に申請ができますか？

必要書類として購入した物品等の写真を添付していただく必要があります。物品がお手元に届いたのち、物品の写真を撮影していただき、全ての書類を整えたのちに申請してください。

Q15 ポイント払いは対象になりますか？

ポイントを物品等の購入代金に充てた場合、補助対象経費の対象とはなりません。

Q16 別表の対象外経費にある「業務で使用している既存物品の買い替え」とはどういう意味ですか？

従前より設置している機器を更新する場合については、更新の前後で感染防止対策の内容に変わりが無いため、当補助金の目的である「さらなる感染防止対策」に該当せず、対象外としています。

Q17 なぜ6月10日以降に支払いが完了した経費を対象とするのか？

前回（5月31日－6月25日）の補助金では、想定を上回るペースの申請のため予算額に早く達したため、6月25日に締切を前倒しして終了しました。申請の準備を進めていたものの突然の締切で申請できなくなった事業者もあつたと考えていますので、申請や購入手続き等に要する標準的な時間を考慮し、前倒しされた締切日（6月25日）から2週間さかのぼった6月10日以降に支払いが完了した経費について補助対象に含めることとしています。

Q18 なぜ飲食店だけ「みえ安心おもてなし認証制度（あんしん みえリア）」の申請が必要なのか？

三重県では、新型コロナウイルスの感染リスクが続く中でも、県民等の皆様が安心して飲食できる環境づくりを進めるため、感染防止対策に取り組む飲食店などからの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）」を実施しています。県内の飲食店における感染防止対策を進めるうえで、「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）」の活用を促進する趣旨から、同制度への申請を要件としています。

Q19 この補助金のほかに感染防止対策に関する支援策はあるか？

三重県では、当補助金以外に、宿泊事業者を対象にした「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」を設けているほか、県内市町でも同種の制度を実施しているところがあります。

○「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」（三重県観光局）

<https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700084.htm>

ただし、当補助金では同一の物品について重複して支給することはできません。

なお、当補助金の自己負担分を支給対象とした別の補助金については、重複支給となりません。